

參考資料

参考資料目次

| | | |
|-------|--|----|
| 資料 1 | 男女共同参画社会に関する世論調査（社会全体における男女の地位の 平等感、男女があらゆる分野で平等になるために必要なこと）..... | 33 |
| 資料 2 | 男女共同参画社会に関する国際比較調査（固定的性別役割分担意識）..... | 34 |
| 資料 3 | 両院における立候補者、当選者に占める女性割合の推移..... | 35 |
| 資料 4 | 諸外国における女性議員割合の推移..... | 36 |
| 資料 5 | 諸外国における女性議員増加のための主な取組..... | 37 |
| 資料 6 | クォータ制と女性議員..... | 38 |
| 資料 7 | 国家公務員採用者に占める女性割合の推移..... | 40 |
| 資料 8 | 職務の級別女性国家公務員の割合（行政職（一））..... | 41 |
| 資料 9 | 国家公務員法（平等取扱の原則、任免の根本基準）..... | 42 |
| 資料 10 | 独立行政法人通則法（中期目標、中期計画）..... | 43 |
| 資料 11 | 学校種類別進学率の推移..... | 44 |
| 資料 12 | 高等教育卒業者に占める女性割合（OECD諸国比較）..... | 45 |
| 資料 13 | 本務教員総数に占める女性の割合（初等中等教育、高等教育）..... | 46 |
| 資料 14 | 研究者に占める女性の割合の国際比較..... | 47 |
| 資料 15 | 女性労働者に係る措置に関する特例..... | 48 |
| 資料 16 | 女性労働者に係る措置に関する特例の関連指針・通達..... | 49 |
| 資料 17 | ポジティブ・アクションに既に取り組んでいる企業における取組事項 別企業割合..... | 52 |
| 資料 18 | ポジティブ・アクションを推進することが必要な理由及び効果があっ た事項別企業割合..... | 53 |
| 資料 19 | ポジティブ・アクションの取組体制..... | 54 |
| 資料 20 | 女性の基幹化と経営パフォーマンスとの関係..... | 55 |
| 資料 21 | 各種団体・機関における女性の登用..... | 56 |

資料1

社会全体における男女の地位の平等感

| | 該当者数 | 男性の方が優遇されている(小計) | | | 平等 | 女性の方が優遇されている(小計) | | | わからない |
|----|-------|------------------|----------------------|------|------|------------------|----------------------|-----|-------|
| | | 男性の方が非常に優遇されている | どちらかといえば男性の方が優遇されている | % | | 女性の方が非常に優遇されている | どちらかといえば女性の方が優遇されている | % | |
| | 人 | % | % | % | % | % | % | % | % |
| | 3,502 | 73.9 | 12.7 | 61.2 | 20.1 | 3.8 | 3.6 | 0.2 | 2.2 |
| 女性 | 1,886 | 79.7 | 16.0 | 63.8 | 14.9 | 2.9 | 2.8 | 0.1 | 2.5 |
| 男性 | 1,616 | 67.1 | 8.9 | 58.2 | 26.1 | 5.0 | 4.6 | 0.4 | 1.9 |

男女があらゆる分野で平等になるために重要なこと

| | 該当者数 | 法律や制度の改行 | | 慣習・固定的な社会通念の改め | 見取り巻く様々な偏見・固定した社会通念の改め | 女性自身や女性を向上させること | 女性自身や女性を向上させること | 女性の就業・社会参加を支援する施設やサービスの充実 | 政府や企業などの重要な制度の採用 | その他 | わからない |
|----|-------|-------------|------|----------------|------------------------|-----------------|-----------------|---------------------------|------------------|-----|-------|
| | | なされるもの改めること | % | | | | | | | | |
| | 人 | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % |
| | 3,502 | 13.2 | 28.6 | 22.9 | 14.6 | 10.7 | 1.5 | 8.5 | | | |
| 女性 | 1,886 | 11.5 | 29.3 | 23.8 | 17.1 | 8.5 | 0.8 | 9.1 | | | |
| 男性 | 1,616 | 15.2 | 27.8 | 21.9 | 11.8 | 13.2 | 2.3 | 7.8 | | | |

(備考) 「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成16年11月)より作成。

資料2

固定的性別役割分担意識(夫は外で働き、妻は家を守るべきである)

【女性】

| | 賛成 | どちらかといえ ば賛成 | どちらかといえ ば反対 | 反対 | わからない・無 回答 |
|--------|-----|----------------|----------------|------|---------------|
| ドイツ | 3.6 | 10.9 | 32.1 | 52.9 | 0.5 |
| スウェーデン | 0.5 | 3.5 | 4.9 | 88.3 | 2.8 |
| アメリカ | 6.2 | 11.9 | 27.5 | 53.5 | 1 |
| 韓国 | 3.2 | 10 | 60.2 | 24.9 | 1.7 |
| 日本 | 8.1 | 28.7 | 31.7 | 25.6 | 6 |

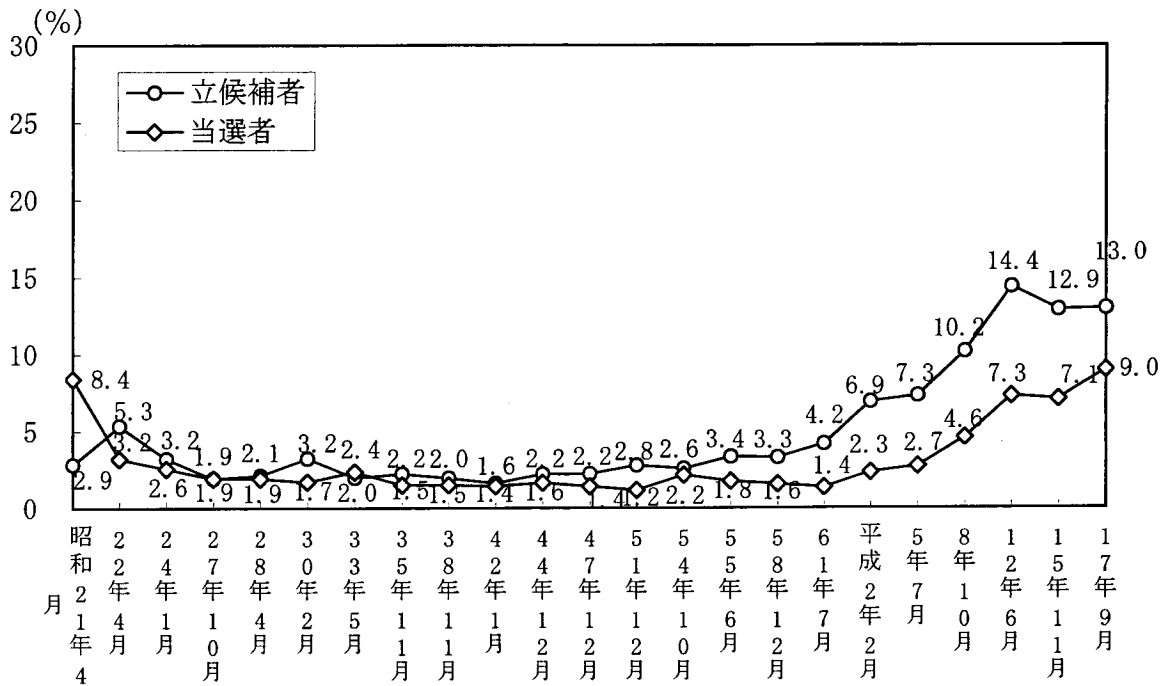
【男性】

| | 賛成 | どちらかといえ ば賛成 | どちらかといえ ば反対 | 反対 | わからない・無 回答 |
|--------|------|----------------|----------------|------|---------------|
| ドイツ | 6.0 | 18.4 | 38.4 | 35.5 | 1.7 |
| スウェーデン | 2.7 | 6.2 | 7.0 | 81.2 | 2.9 |
| アメリカ | 4.8 | 16.9 | 29.2 | 47.6 | 1.5 |
| 韓国 | 2.7 | 17.5 | 55.6 | 21.4 | 2.7 |
| 日本 | 14.6 | 35.1 | 25.0 | 18.3 | 7.0 |

(備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する国際比較調査」(平成15年6月)より作成。

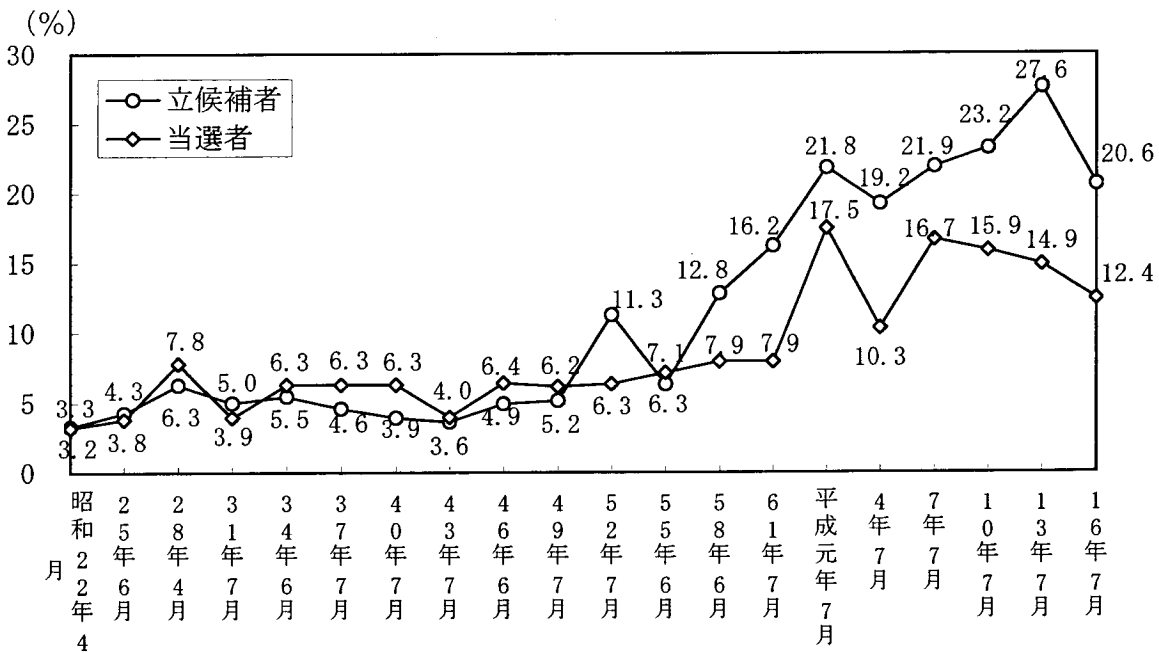
資料3

衆議院立候補者、当選者に占める女性割合の推移



(備考) 総務省資料、衆議院事務局資料より作成。

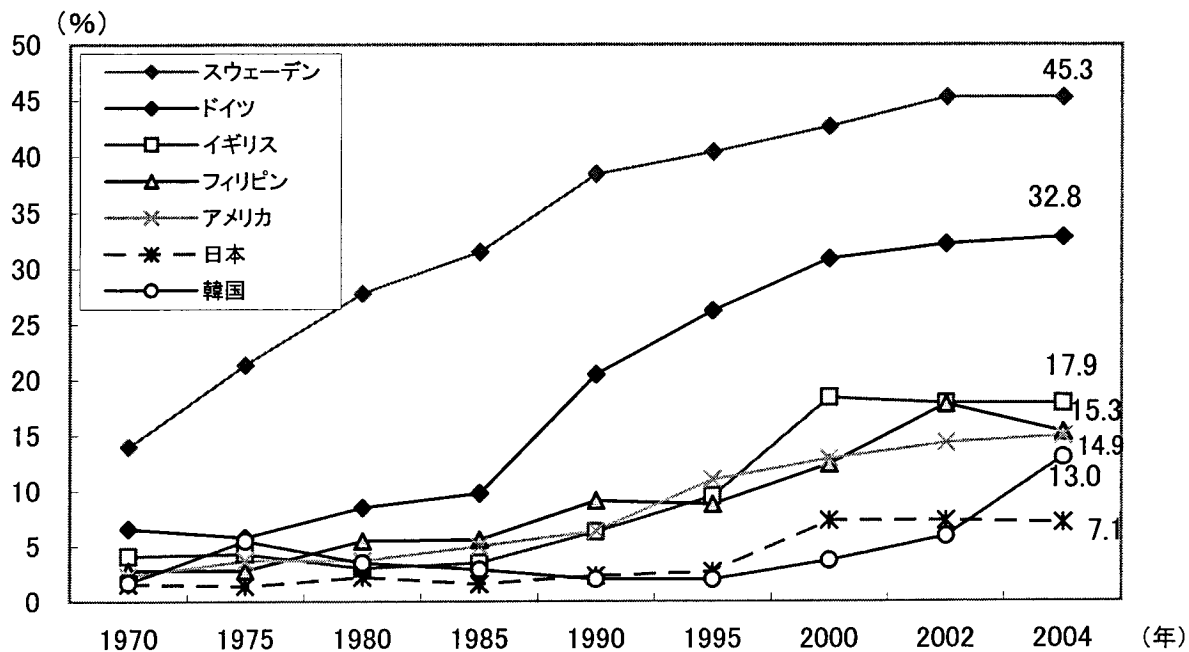
参議院立候補者、当選者に占める女性割合の推移



(備考) 総務省、参議院事務局資料より作成。

資料4

諸外国における女性議員割合の推移



(備考)

1. IPU (列国議会同盟) 資料より作成。
2. フィリピンは、1978年の選挙までは二院制の下院。1978年から1987年の選挙までは一院制。1987年5月の選挙以降二院制の下院。
3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

諸外国における女性議員増加のための主な取組

| | 政党内におけるクォータ制 | | 選挙名簿におけるクォータ制 | | その他の取組 | |
|--------|--|--|-------------------------|--|----------------------|--|
| 韓国 | | | 2000 | 政党法を改正し、全国区比例代表候補者名簿の30%を女性とすることとしている。 | | |
| フィリピン | | | | | 1998 | Republic Act 7941号に基づき、議席の20%を、女性、高齢者、労働者階級、障害者などのグループの代表者枠に指定した。 |
| アメリカ | 民主党では、代表を少なくとも1人は女性とすることが党綱領において規定されている。また、党最高位のポストが一方の性に偏向しないこと、各州代表からなる全国委員会委員も男女均等とするべきとしているが、クォータ制をとることは禁止している。共和党では、各州において全国委員は男女各1名任命と党規則で規定している。また、全国委員会の構成員の少なくとも33%を女性とすることとしている。 | | | | 1971 1985 1992 | 選挙に出る女性候補のリクルート、教育、選挙支援を行うため、NWPC (National Women's Political Caucus) が設立された。 民主党の女性候補者に対して資金援助等を行う民間団体、「EMILY'S LIST」が設立された。 共和党の女性候補者に対して資金援助等を行う民間団体、「WISH LIST」が設立された。 |
| スウェーデン | 1972 1990 1993 | 自由党が、執行部において男女ともに40%以上とすることを規約した。 左翼党が党規約で、「選挙される組織の代表及び任命職の50%以上でなければならない」と定めた。 社会民主党が党内役員におけるクォータ制を導入。 | 1994 | 自由党、社会民主党、環境党、左翼党が男女交互の候補者リストを作成（国政選挙、地方選挙）。 | | |
| ドイツ | 1986 1988 1996 | 緑の党が党役員における割当制を導入。 社会民主党が党内選挙の候補者の内、3分の1を女性とするクォータ制を採用。2013年までに段階的に撤廃する予定。 キリスト教民主同盟が、党大会における党役員選挙の結果において女性が3分の1に達しなければ選挙をやり直す修正クォールム制を導入した。 | 1986 1988 1996 | 緑の党が男女交互名簿（50%のクォータ制）を導入（国政選挙、地方選挙）。 社会民主党が3分の1のクォータ制を導入。1994年までは、少なくとも4分の1。 キリスト教民主同盟が候補者名簿の3分の1を女性とするクォータ制を導入（国政選挙、地方選挙）。 | 1999 | 緑の党がメンター制を導入。 |
| イギリス | 1990 | 労働党が党執行部におけるクォータ制を導入。 | 1993～96 1999 2002 | 労働党において、引退議席の半分と労働党が有利な選挙区の半分に女性だけが候補者として掲載されるAll Women Short Listを導入。性差別禁止法に違反するとして、1996年に廃止された。 労働党と自由民主党において男女交互名簿を作成。また、労働党においては、隣接する二つの選挙区を一括りとみなし、党内選挙で最も多くの票を獲得した女性候補者に一つの選挙区で立候補する権利を与え、最も多くの票を獲得した男性議員にもう一つの選挙区で立候補する権利を与えるTwinningを導入した。 性差別禁止法を改正し、政党においてAll Women Short Listを実施することが認められた。 | 1993 2000 | EMILY'S LIST（国会議員になりたい女性への財政支援（労働党）を開始。 労働党がメンター制を導入。 |

(備考) 内閣府「男女共同参画諸外国制度等調査研究報告書」(平成13, 14年度), (財)市川房枝記念会「女性参政資料集」等より作成。

＜クォータ制と女性議員＞

(スウェーデン)

1991年の選挙において女性議員の割合が37.2%から33.0%へと減少したことから、女性の政治への参画が後退するのではないかという懸念が生じ、1994年の選挙では、多数の政党において男女交互の候補者名簿を作成した。また、クォータ制度を導入していない政党においても、候補者のほぼ40%は女性であった。1998年の選挙では、中央党、穏健党を除く5つの政党でクォータ制を導入した。一部の政党においてクォータ制を導入していることが、他の政党での女性の登用に影響を与えていると考えられる。

| | 女性議員数 | 総議席数 | 女性割合 |
|----------|-------|------|-------|
| 社会民主党 | 68 | 144 | 47.2% |
| 中央党 | 11 | 22 | 50.0% |
| 自由党 | 23 | 48 | 47.9% |
| キリスト教民主党 | 10 | 33 | 30.3% |
| 環境党 | 10 | 17 | 58.8% |
| 穏健党 | 22 | 55 | 40.0% |
| 左翼党 | 14 | 30 | 46.7% |

- (備考) 1. スウェーデン国会ホームページ等より作成。
 2. 女性議員数、総議席数、女性割合は、2002年の選挙におけるデータ。
 3. 網掛け部分がクォータ制を導入している政党を示している。
 4. クォータ制の導入状況は1998年選挙時のもの。

(イギリス)

労働党において、党内役員におけるクォータ制を導入し、さらに、1993年から、労働党議員の引退議席の半分と労働党が有利な選挙区の半分に女性だけを候補者として掲載する All Women Shortlist^(注1)を実施したが、これは96年に性差別禁止法に照らして違法とされた。しかし、2002年の性差別禁止法の改正により、政党において All Women Shortlist を実施することが男女間の不平等を解消する上での取組として認められることとなった。また、1999年には、労働党と自由民主党は、Twinning^(注2)を導入した。労働党と保守党の女性議員の割合の差は大きく、クォータ制の影響が大きいことがうかがえる。

| | 女性議員数 | 総議席数 | 女性割合 |
|-------|-------|------|-------|
| 労働党 | 95 | 412 | 23.1% |
| 保守党 | 14 | 166 | 8.4% |
| 自由民主党 | 5 | 52 | 9.6% |

- (備考) 1. 「Center for Advancement of Women in Politics」等より作成。
 2. 2001年の下院選挙におけるデータ。

3. 網掛け部分がクォータ制を導入している政党を示している。

(注1)「All Women Shortlist」とは、女性だけが労働党議員の引退議席の半分と、有利な選挙区の半分に候補者として掲載される仕組みで、労働党に有利な支持基盤から立候補できる。

(注2)「Twinning」とは、隣接する二つの選挙区を一括り (Twin: 双子) とみなし、党内選挙で最も多くの票を獲得した女性候補者に一つの選挙区で立候補する権利を与え、最も多くの票を獲得した男性議員にもう一つの選挙区で立候補する権利を与える仕組み。

(ドイツ)

女性の政治参画に積極的だった緑の党がいち早くクォータ制を導入し、その後、社会民主党等の主要政党も導入することとなった。社会民主党は、クォータ制の導入について1970年代から検討を始め、その後、平等を求めるアピールや決議では党内の男女平等が実現されないことが次第に明らかになったことから、段階的な導入に踏み切った。緑の党は、50%の割当制で奇数順位は女性とする男女候補者名簿を導入し、社会民主党は、現在、候補者名簿において40%の割当制をとっている。クォータ制をとっていても、その割合や手法の違いにより、女性議員割合は各政党間で大きな差が生じている。

| | 女性議員数 | 総議席数 | 女性割合 |
|-----------|-------|------|--------|
| キリスト教民主同盟 | 43 | 190 | 22.6% |
| キリスト教社会同盟 | 12 | 58 | 20.7% |
| ドイツ社会民主党 | 95 | 251 | 37.8% |
| 同盟 90・緑の党 | 32 | 55 | 58.2% |
| 自由民主党 | 10 | 47 | 21.3% |
| 社会民主主義党 | 2 | 2 | 100.0% |

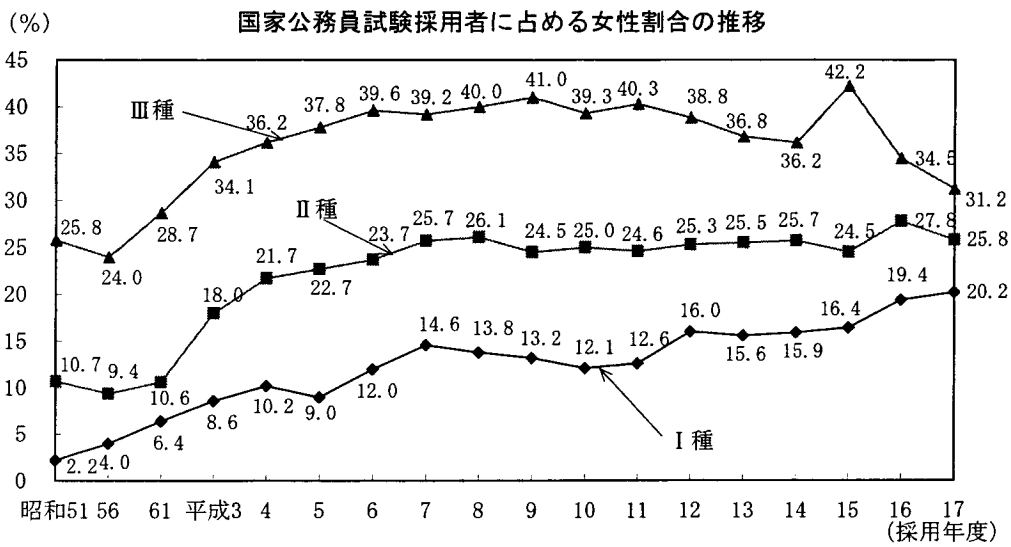
(備考) 1. 「連邦選挙長のホームページ」等より作成。

2. 2002年の下院選挙におけるデータ。

3. 網掛け部分がクォータ制を導入している政党を示している。

(出典) 平成15年版男女共同参画白書

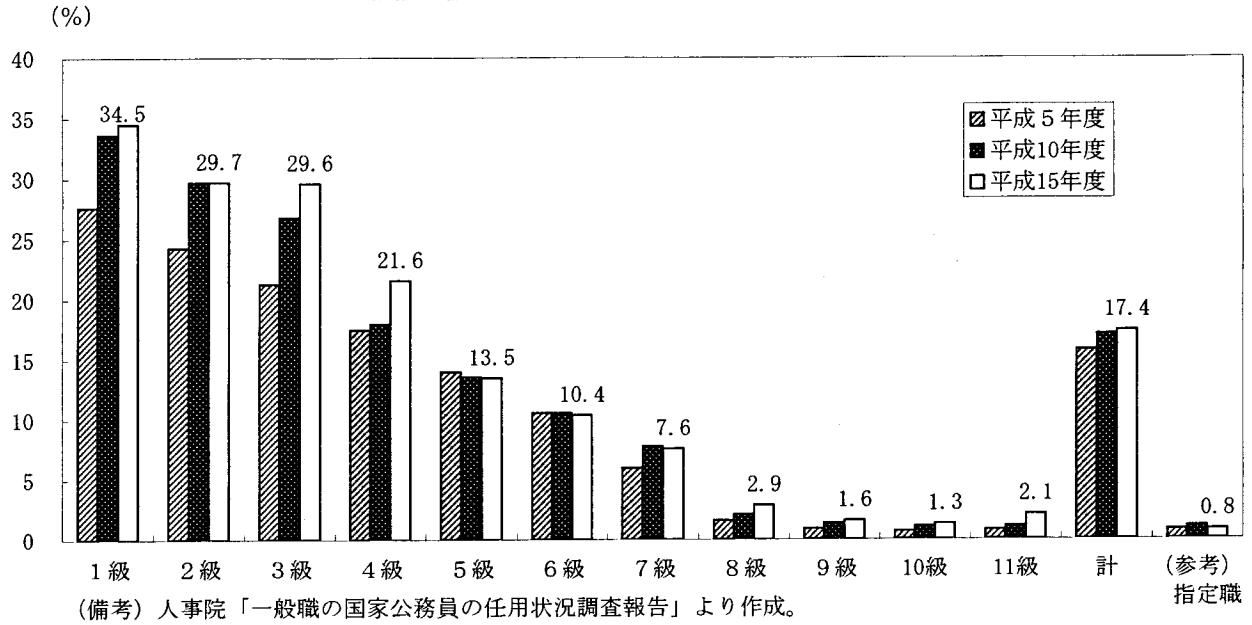
資料7



- (備考) 1. 人事院資料より作成。
 2. Ⅱ種、Ⅲ種試験は前年度に実施された試験に基づく採用者に占める女性の割合（平成17年度については、平成17年4月30日現在の割合）。
 3. Ⅰ種試験は当該年度の採用者（旧年度合格者等を含む）に占める女性の割合（平成17年度については平成17年4月1日現在の割合）。

資料 8

職務の級別女性国家公務員の割合（行政職（一））



資料9

国家公務員法（昭和 22 年 10 月 21 日法律第 120 号）

最終改正：平成 14 年 7 月 31 日法律第 98 号

（平等取扱の原則）

第二十七条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第三十八条第五号に規定する場合を除くの外政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

（任免の根本基準）

第三十三条 すべて職員の任用は、この法律及び人事院規則の定めるところにより、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて、これを行う。

- 2 人事院は、試験を採用試験、昇任試験又はその両者を兼ねるもののいずれとするかを適宜決定する。
- 3 職員の免職は、法律に定める事由に基づいてこれを行わなければならない。
- 4 前三項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

資料 10

独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 業務運営の効率化に関する事項
- 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。